

(新) マイクロチップ普及推進モデル事業

10百万円( 0 )

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

動物愛護管理法では、犬ねこ等を含む飼養動物については、所有者の明示措置に係る努力規定が設けられているが、迷子、災害、事故によって、毎年多くの犬やねこ等のペットが保護され飼い主が見つからないままとなっている。

このため犬ねこを中心にした飼養動物全般へのマイクロチップ(個体識別措置)のさらなる普及に向け、全国数ヶ所を対象にマイクロチップ埋込促進のモデル試行事業を実施する。

これらの効果を検証した上で、制度検討や一層の普及啓発を行う。

2. 事業計画

調査等	H21年度	H22年度	H23年度
モデル試行事業			
普及啓発・制度検討			

3. 施策の効果

犬ねこへのマイクロチップの定着により、迷い犬・ねこ減少、飼い主の飼養の意識向上、自治体への引取り依頼減少、殺処分減少といった効果が期待できる。

(平成18～20年度)  
動物個体識別措置推進事業(マイクロチップの技術研修、技術マニュアル策定等)

技術はある程度確立したが、普及率は現在約0.5%。全国でのマイクロチップ定着のためには、さらなる普及啓発と制度検討が必要。



## マイクロチップ普及推進モデル事業

平成21～22年度

平成23年度

### モデル試行事業

(全国数ヶ所)

一定地域でのマイクロチップ促進のため自治体、獣医師会、愛護団体等と連携

- (1) 趣旨説明会
- (2) モデル試行事業

普及啓発

制度検討



マイクロチップの全国各地での定着

(迷い犬・ねこ減少、飼い主の飼養の意識向上、自治体への引取り依頼減少、殺処分減少へ)